

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号

実用新案登録第3225034号
(U3225034)

(45) 発行日 令和2年2月6日(2020.2.6)

(24) 登録日 令和2年1月16日(2020.1.16)

(51) Int.Cl.

B 6 5 D 21/032 (2006.01)

F 1

B 6 5 D 21/032

評価書の請求 未請求 請求項の数 8 O L (全 14 頁)

(21) 出願番号

実願2019-4470 (U2019-4470)

(22) 出願日

令和1年11月26日(2019.11.26)

(73) 実用新案権者 519421949

瀧川 涼二

三重県津市一志町虹が丘32番地18

(74) 代理人 230115336

弁護士 山下 綾

(72) 考案者 瀧川 涼二

三重県津市一志町虹が丘32番地18

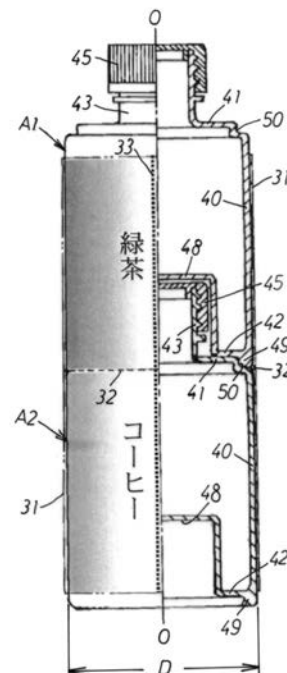
(54) 【考案の名称】 積み重ね式飲料容器

(57) 【要約】

【課題】 異なる2種の飲料を一緒に携行して、随時を選択して楽しく飲める積み重ね式の飲料容器を提供する。

【解決手段】 同じ太さの胴体(40)から垂立する首部(43)の飲み口開閉キャップ(45)を備えると共に、その胴体(40)における底面(42)の中央部には断面倒立U字形の首部逃し入れ凹所(48)と、同じく底面(42)の周縁部には下向きに突出するリング状のリブ(49)とが設けられている一方、上記胴体(40)における肩部(41)の周縁部にはリング状のリブ受け入れ凹欠(50)が対応形成された互いに同じ形状の上段容器(A1)と下段容器(A2)との1組から成り、その1組を区別なく上下方向から押し込み又は引張ることにより、上段容器(A1)側のリブ(49)と下段容器(A2)側のリブ受け入れ凹欠(50)とを嵌脱自在に嵌合して連結一本化するように定めた。

【選択図】 図9



【実用新案登録請求の範囲】**【請求項 1】**

互いに同じ太さの胴体を有し、その胴体の垂直中心線上に起立する首部の上端が飲み口として、開閉キャップにより封止された別個独立する上段容器と下段容器との 1 組から成り、

その上段容器におけるフラットな底面の中央部には、下段容器の飲み口が封止された首部の逃し入れ凹所を区成し、同じく底面の周縁部からは 1 個のリング状リブを下向きに突設する一方、

上記下段容器におけるフラットな肩面の周縁部には、上段容器の上記リブを受け入れるリング状のリブ受け入れ凹欠を対応形成すると共に、

上記リブの内周壁面とそのリブ受け入れ凹欠の外周壁面とを、互いに嵌合し得る断面 S 字形又は正弦波形の凹凸曲面に造形して、

上段容器と下段容器とを上下方向から相対的に強く押圧操作又は引張り操作すれば、その上記凹凸曲面同士が嵌脱自在に嵌合して連結状態になることを特徴とする積み重ね式飲料容器。

10

【請求項 2】

上段容器におけるフラットな肩面の周縁部にも、リング状のリブ受け入れ凹欠を形成する一方、

下段容器におけるフラットな底面の中央部にも、首部の逃し入れ凹所を区成すると共に、同じく底面の周縁部からリング状リブを下向きに突設することにより、

上段容器と下段容器とを互いに同じ形状として、その上下の区別なく連結状態を得られるように定めたことを特徴とする請求項 1 記載の積み重ね式飲料容器。

20

【請求項 3】

互いに同じ太さの胴体を有し、その胴体の垂直中心線上に起立する首部の上端が飲み口として、開閉キャップにより封止された別個独立する上段容器と下段容器との 1 組から成り、

その上段容器におけるフラットな底面の中央部には、下段容器の飲み口が封止された首部の逃し入れ凹所を区成し、同じく底面の周縁部からは全体として放射対称配置型に分布する複数の円弧状リブを下向きに突設する一方、

上記下段容器におけるフラットな肩面の周縁部には、上段容器の上記リブをすべて受け入れるリング状のリブ受け入れ凹欠を形成すると共に、

上記各リブの内壁面とそのリブ受け入れ凹欠の外周壁面とを、互いに嵌合し得る断面 S 字形又は正弦波形の凹凸曲面に造形して、

上段容器と下段容器とを上下方向から相対的に強く押圧操作又は引張り操作すれば、その上記凹凸曲面同士が嵌脱自在に嵌合して連結状態になることを特徴とする積み重ね式飲料容器。

30

【請求項 4】

上段容器におけるフラットな肩面の周縁部にも、リング状のリブ受け入れ凹欠を形成する一方、

下段容器におけるフラットな底面の中央部にも、首部の逃し入れ凹所を区成すると共に、同じく底面の周縁部から全体として放射対称配置型に分布する複数の円弧状リブを下向きに突設することにより、

上段容器と下段容器とを互いに同じ形状として、その上下の区別なく連結状態を得られるように定めたことを特徴とする請求項 3 記載の積み重ね式飲料容器。

40

【請求項 5】

上段容器又は下段容器におけるリブが突設された底面の周縁部を厚肉化する一方、

上段容器又は下段容器におけるリブ受け入れ凹欠が形成された肩面の周縁部を、上記底面の周縁部よりも薄肉化して、

上記リブとそのリブ受け入れ凹欠との凹凸曲面同士が嵌合する時、上記肩面の周縁部が弾性変形するように設定したことを特徴とする請求項 1、2、3 又は 4 記載の積み重ね式

50

飲料容器。

【請求項 6】

上段容器の容量と下段容器の容量とを互いに同一か、又は後者の方が前者よりも大容量に設定したことを特徴とする請求項 1、2、3 又は 4 記載の積み重ね式飲料容器。

【請求項 7】

上段容器と下段容器との両胴体へ跨る状態に施したシュリンク包装ラベルに、垂直方向に沿う剥離用のミシン目と円周方向に沿う連結解除用のミシン目とを付与したことを特徴とする請求項 1、2、3 又は 4 記載の積み重ね式飲料容器。

【請求項 8】

シュリンク包装ラベルにおける連結解除用のミシン目よりも上部には、上段容器内の飲料を表示する一方、同じくミシン目よりも下部には上段容器内の飲料と異なる下段容器内の飲料を表示したことを特徴とする請求項 7 記載の積み重ね式飲料容器。

10

【考案の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本考案は別個独立する上段容器と下段容器との 1 組を、連結一本化して携帯できる積み重ね式の飲料容器に関する。

【背景技術】

【0002】

異なる数種類の飲料を味わえる多段ボトルが、特許文献 1 に開示されている。その特許文献 1 の図 4 に記載された実施例 2 は、図 1 ~ 3 に記載された実施例 1 と異なり、密閉容器毎に専用の蓋を具備している点で、本考案に最も近似する公知技術であると考えられる。

20

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

【特許文献 1】特許第 6440190 号公報

【考案の概要】

【考案が解決しようとする課題】

30

【0004】

ところが、上記特許文献 1 の実施例 2 に係る多段ボトル (200) の各密閉容器 (2a) (2b) (2c) では、蓋 (1) 付きの小径円筒部 (飲み口) (11) を逃し入れる底部中央の凹部 (6) のみならず、雄ネジ (7) を有する拡径された小径円筒部 (5) と、上記凹部 (6) の首部 (30) から最大外周部 (16B) まで延在する底部漏斗形状面 (29) も、言わば合計上中下の 3 段階に切り欠き区成する必要があるため、その各密閉容器 (2a) (2b) (2c) の高さ (背丈) を一定であるとすれば、それだけ容量が著しく減少することになる。その結果、各密閉容器 (2a) (2b) (2c) を大きく (背高く) 形成しなければならず、延いては多段ボトル (200) としていたずらに嵩張り、携帯上不便になる。

40

【0005】

しかも、合計上中下の 3 段階として、下方へ行く程径大に切り欠かれた形態をなしているため、各密閉容器 (2a) (2b) (2c) における内底面の周縁部 (隅部) が、図示のように尖鋭化し、その隅部に沈殿した飲料の成分を完全に除去し難く、早期に変色や不衛生感を招来することになる。

【0006】

更に、下段容器の小径円筒部 (5) に刻設された雄ネジ (7) を、上段容器における凹部 (6) の内周壁に刻設された雌ネジ (8) と螺合させて、回動操作するようになっているが、その実施例 2 の多段ボトルは実施例 1 のそれと異なって、両容器の上下相互間に蓋 (1) が介在しており、その蓋 (1) の締め具合 (強弱程度) に影響されるため、上記雄

50

ネジ(7)と雌ネジ(8)とを最終まで強く締め上げた時に、上段容器の底部漏斗形状面(29)と下段容器の肩部漏斗形状面(9)とが、所定の当接面(40)において確実に当接しなかったり、また先に当接してしまった結果、その雄ネジ(7)と雌ネジ(8)とを最終まで強く締め上げることができなかつたりする。

【0007】

そうすると、小径円筒部(5)の雄ネジ(7)とその対応的な凹部(6)の雌ネジ(8)との螺合であるため、上段容器と下段容器とが相対的に左右(横)方向へ揺れ動きやすく、その連結状態(積み重ね状態)の安定性に劣る。

【0008】

この点、上記雄ネジ(7)と雌ネジ(8)とを増し締めできる締め代となる空間(21)が確保されている旨であっても、変りはなく、却って設計上の困難を伴うことになり、消費者における飲料の残存した各密閉容器(2a)(2b)(2c)を、再度連結(積み重ね)して使用・携帯する場合があることを考えると、上記空間(21)の確保が必ず役立つことになる保障はない。

【課題を解決するための手段】

【0009】

本考案はこのような課題の改良を目的としており、その目的を達成するために、請求項1では互いに同じ太さの胴体を有し、その胴体の垂直中心線上に起立する首部の上端が飲み口として、開閉キャップにより封止された別個独立する上段容器と下段容器との1組から成り、

【0010】

その上段容器におけるフラットな底面の中央部には、下段容器の飲み口が封止された首部の逃し入れ凹所を区成し、同じく底面の周縁部からは1個のリング状リブを下向きに突設する一方、

【0011】

上記下段容器におけるフラットな肩面の周縁部には、上段容器の上記リブを受け入れるリング状のリブ受け入れ凹欠を対応形成すると共に、

【0012】

上記リブの内周壁面とそのリブ受け入れ凹欠の外周壁面とを、互いに嵌合し得る断面S字形状又は正弦波形の凹凸曲面に造形して、

【0013】

上段容器と下段容器とを上下方向から相対的に強く押圧操作又は引張り操作すれば、その上記凹凸曲面同士が嵌脱自在に嵌合して連結状態になることを特徴とする。

【0014】

請求項2では上段容器におけるフラットな肩面の周縁部にも、リング状のリブ受け入れ凹欠を形成する一方、

【0015】

下段容器におけるフラットな底面の中央部にも、首部の逃し入れ凹所を区成すると共に、同じく底面の周縁部からリング状リブを下向きに突設することにより、

【0016】

上段容器と下段容器とを互いに同じ形状として、その上下の区別なく連結状態を得られるように定めたことを特徴とする。

【0017】

他方、請求項3では互いに同じ太さの胴体を有し、その胴体の垂直中心線上に起立する首部の上端が飲み口として、開閉キャップにより封止された別個独立する上段容器と下段容器との1組から成り、

【0018】

その上段容器におけるフラットな底面の中央部には、下段容器の飲み口が封止された首部の逃し入れ凹所を区成し、同じく底面の周縁部からは全体として放射対称配置型に分布する複数の円弧状リブを下向きに突設する一方、

10

20

30

40

50

【0019】

上記下段容器におけるフラットな肩面の周縁部には、上段容器の上記リブをすべて受け入れるリング状のリブ受け入れ凹欠を形成すると共に、

【0020】

上記各リブの内壁面とそのリブ受け入れ凹欠の外周壁面とを、互いに嵌合し得る断面S字形又は正弦波形の凹凸曲面に造形して、

【0021】

上段容器と下段容器とを上下方向から相対的に強く押圧操作又は引張り操作すれば、その上記凹凸曲面同士が嵌脱自在に嵌合して連結状態になることを特徴とする。

【0022】

請求項4では上段容器におけるフラットな肩面の周縁部にも、リング状のリブ受け入れ凹欠を形成する一方、

【0023】

下段容器におけるフラットな底面の中央部にも、首部の逃し入れ凹所を区成すると共に、同じく底面の周縁部から全体として放射対称配置型に分布する複数の円弧状リブを下向きに突設することにより、

【0024】

上段容器と下段容器とを互いに同じ形状として、その上下の区別なく連結状態を得られるように定めたことを特徴とする。

【0025】

また、請求項5では上段容器又は下段容器におけるリブが突設された底面の周縁部を厚肉化する一方、

【0026】

上段容器又は下段容器におけるリブ受け入れ凹欠が形成された肩面の周縁部を、上記底面の周縁部よりも薄肉化して、

【0027】

上記リブとそのリブ受け入れ凹欠との凹凸曲面同士が嵌合する時、上記肩面の周縁部が弾性変形するように設定したことを特徴とする。

【0028】

請求項6では上段容器の容量と下段容器の容量とを互いに同一か、又は後者の方が前者よりも大容量に設定したことを特徴とする。

【0029】

請求項7では上段容器と下段容器との両胴体へ跨る状態に施したシュリンク包装ラベルに、垂直方向に沿う剥離用のミシン目と円周方向に沿う連結解除用のミシン目とを付与したことを特徴とする。

【0030】

更に、請求項8ではシュリンク包装ラベルにおける連結解除用のミシン目よりも上部には、上段容器内の飲料を表示する一方、同じくミシン目よりも下部には上段容器内の飲料と異なる下段容器内の飲料を表示したことを特徴とする。

【考案の効果】

【0031】

請求項1～4の上記構成によれば、特許文献1の実施例2に記載された多段ボトルの諸問題を、すべて容易に改良できる効果がある。

【0032】

つまり、請求項1並びに請求項3の構成では上段容器におけるフラットな底面の最も径大な周縁部から下向きに突出するリング状リブの内周壁面又は複数の内壁面と、下段容器におけるフラットな肩面の最も径大な周縁部に対応形成されたリング状リブ受け入れ凹欠の外周壁面とを、その断面S字形又は正弦波形の凹凸曲面同士の嵌合によって、積み重なる状態に連結一本化し得るようになっており、特許文献1に記載された多段ボトルのような小径円筒部の雄ネジと、凹部の雌ネジとを螺合締結する構成と異なり、上段容器と

10

20

30

40

50

下段容器との左右（横）方向へ揺れ動くおそれがない安定・確固な積み重ね状態（連結状態）を得られる。

【0033】

しかも、上記凹凸曲面同士の嵌合とその解除は、上段容器と下段容器とを上下方向から相対的に強く押圧操作又は引張り操作するだけで達成でき、特許文献1に記載された多段ボトルのように、下段容器側の雄ネジと上段容器側の雌ネジとを螺合締結すべく回動操作する必要がなく、また上段容器と下段容器との相互間に飲み口の開閉キャップが介在しないので、その雄ネジと雌ネジとの螺合締結度合いや開閉キャップの締め具合などに影響されることはなく、常に一定の連結強度を得られるのである。

【0034】

更に、下段容器の飲み口が封止された首部の逃し入れ凹所だけを、上段容器における底面の中央部へ断面倒立U字形として区成すれば足り、特許文献1に記載された多段ボトルのように、下方へ行く程拡大する合計3段階の切り欠き凹部を、各密閉容器の底面に設ける必要がないので、その内容量のいたずらに減少したり、積み重ね状態がいたずらに嵩張ったりするおそれもない。

【0035】

上記諸効果は請求項2並びに請求項4の構成からも得られるが、特にその請求項2、4の構成を採用するならば、上段容器と下段容器とを共通する1種の金型によって成形することができるため、量産効果の向上に役立つ。

【0036】

また、請求項5の構成を採用するならば、リブとそのリブ受け入れ凹欠との断面S字形又は正弦波形をなす凹凸曲面同士が嵌合する時に、そのリブ受け入れ凹欠を形成された肩面の周縁部が弾性変形することにより、その円滑な嵌合作用と馴染み良く密着した嵌合状態を得られる効果がある。

【0037】

請求項6の構成を採用するならば、異なる2種の飲料を同じ内容量として携行することができる一方、大容量の下段容器によって小容量の上段容器を、安定良く支持できる効果がある。

【0038】

更に、請求項7の構成を採用するならば、上段容器と下段容器との両胴体へ跨る一連のシュリンク包装ラベルにより、その積み重ね式飲料容器をあたかも一本物であるかのように印象づけることができ、しかも両容器を上下方向から引張り操作して、連結状態を解除した時、そのシュリンク包装ラベルも連結解除（分離）用ミシン目から自ずと切り離されるため、著しく便利である。

【0039】

その場合、請求項8の構成を採用するならば、上記連結解除（分離）用ミシン目から切り離されても、そのシュリンク包装ラベルの上段容器と対応位置する上部には上段容器内の飲料名が、同じく下段容器と対応位置する下部には下段容器内の別異なる飲料名が各々表示されているため、その一目瞭然に識別できる効果がある。

【図面の簡単な説明】

【0040】

【図1】本考案の第1実施形態に係る積み重ね式飲料容器の半欠截断面図である。

【図2】図1の上段容器を抽出して示す半欠截断面図である。

【図3】図2の平面図である。

【図4】図2の底面図である。

【図5】図1の下段容器を抽出して示す半欠截断面図である。

【図6】図5の平面図である。

【図7】図5の底面図である。

【図8】上段容器における底面側のリブと下段容器にける肩面側のリブ受け入れ凹欠とが嵌合する作用を説明するための部分拡大断面図である。

10

20

30

40

50

【図 9】本考案の第 2 実施形態に係る積み重ね式飲料容器の半欠断面図である。

【図 10】図 9 の上下同じ単独容器を抽出して示す半欠断面図である。

【図 11】図 10 の平面図である。

【図 12】図 10 の底面図である。

【図 13】上段容器又は下段容器の部分変形実施形態を示す図 10 に対応する半欠断面図である。

【図 14】図 13 の底面図である。

【考案を実施するための形態】

【0041】

以下、図面に基づいて本考案の実施形態を詳述する。本考案の積み重ね式飲料容器は互いに別個独立する上段容器と下段容器との 1 組から成り、その積み重ね状態に連結一本化できるようになっているが、図 1 に示した第 1 実施形態の飲料容器では、その上段容器 (A) と下段容器 (B) との形状が相違している。

10

【0042】

そこで、先ず上段容器 (A) を図 2 ~ 4 に基づいて説明すると、これは一定な太さ (例えば約 65 mm の直径) (D) のほぼ円筒状をなす胴体 (容器本体) (10) と、その上部に連続する円弧状の肩面 (11) 並びに下部に連続する水平のフラットな底面 (12) とを備えており、透明又は半透明のポリエチレンテレフタレート (PET) 樹脂やその他の好ましくは耐熱性の合成樹脂から一体成形 (ブロー成形) されている。その胴体 (10) には補強リブとなる凹凸模様が付与されているが、これは図示省略してある。

20

【0043】

そして、胴体 (10) の中央部からは上記肩面 (11) と連続する一定高さ (h) の細い首部 (13) が、その胴体 (10) の垂直中心線 (O-O) 上に沿って起立されており、その首部 (13) の上端が飲み口 (14) として開口している。(15) はその飲み口 (14) の開閉キャップであって、上記胴体 (10) よりも硬質な望ましくは耐熱性の合成樹脂から断面倒立 U 字形に作成されており、上記首部 (13) へ着脱自在に螺合締結されている。(d) はその開閉キャップ (15) により封止された首部 (13) の外径を示している。

【0044】

但し、図例のような雄ネジ (16) と雌ネジ (17) との螺合締結手段に限らず、図外の水平なヒンジを支点として、起伏的に回動し得る開閉キャップ (15) により、上記首部 (13) の飲み口 (14) を封止してもさしつかえない。

30

【0045】

他方、同じく胴体 (10) の中央部には上記フラットな底面 (12) から一定深さ (g) だけ上向きに陥没する断面倒立 U 字形の凹所 (18) が区成されており、下段容器 (B) の後述する開閉キャップにより封止された首部を、支障なく逃し入れることができるようになっている。(s) はその首部逃し入れ凹所 (18) の内径を示している。

【0046】

しかも、その胴体 (10) におけるフラットな底面 (12) の周縁部 (胴体との境界コーナー部) からは、1 個のリング状をなすリブ (19) が下向きに一定高さ (y) だけ突設されている。そのリブ (19) は安定良く自立するための接地座としても働く。

40

【0047】

次に、下段容器 (B) を図 5 ~ 7 に基づいて説明すると、これは上段容器 (A) の胴体 (10) と同じ太さ (D) の胴体 (容器本体) (20) と、上段容器 (A) の首部 (13) と同じ高さ (h) 並びに飲み口 (24) が開閉キャップ (25) により封止された同じ外径 (d) の首部 (23) とを具備しているが、その胴体 (20) における肩面 (21) と底面 (22) の形状は、上段容器 (A) のそれらと異なる。

【0048】

つまり、下段容器 (B) におけるほぼ円筒状胴体 (20) の上部に連続する肩面 (21) は、水平のフラット面をなしており、しかもその周縁部 (胴体と肩面とのコーナー部)

50

には、上段容器（A）の上記リング状リブ（19）と対応する1個のリング状リブ受け入れ凹欠（30）が、一定段差（z）だけ低く下がる断面L字形に設けられている。

【0049】

そして、上段容器（A）の胴体（10）における底面（12）の周縁部から下向きに突出するリング状のリブ（19）が、下段容器（B）の胴体（20）における肩面（21）の周縁部に対応形成されたリング状のリブ受け入れ凹欠（30）へ、図1のように嵌脱自在に嵌合して、その上段容器（A）と下段容器（B）とが連結一本化し得るようになっている。

【0050】

しかも、上段容器（A）における水平のフラットな底面（12）と、下段容器（B）における水平のフラットな肩面（21）とは、その互いに上下方向から接触する関係状態にあり、その面接触によって上段容器（A）と下段容器（B）との傾斜することを防ぐことができるようになっている。

10

【0051】

更に言えば、図8の部分拡大断面図に示す如く、上段容器（A）の上記底面（12）から一定高さ（y）だけ下向きに突出するリング状リブ（19）の内周壁面（19a）と、下段容器（B）の上記肩面（21）から一定段差（z）だけ低く下がるリング状のリブ受け入れ凹欠（30）の外周壁面（30a）とは、その互いに嵌合し得る断面S字形又は正弦波形の凹凸曲面として造形されており、その凹凸曲面（19a）（30a）同士が上下方向からの押圧操作を受けて嵌合するようになっている。その断面S字形又は正弦波形の一波形分において、一定の嵌合（咬み合い）代（w）だけ嵌合するように設定されているのである。

20

【0052】

その場合、図8から併せて示唆されるように、上段容器（A）における底面（12）の接地座としても機能し得るリブ（19）が突設された周縁部を、硬い塊として厚肉化し、これに比して上記リブ（19）を受け入れる下段容器（B）のリブ受け入れ凹欠（30）が対応形成された肩面（21）の周縁部を、その上記リブ（19）との嵌合時に弾性変形し得るよう、実質上均一に薄肉化することが好ましい。

【0053】

尚、下段容器（B）の上記胴体（20）における底面（22）の中央部には、上段容器（A）の断面倒立U字形をなす首部逃し入れ用凹所（18）が区成されていない。その場合、下段容器（B）の底面（22）は水平のフラット面をなし、その周縁部（胴体との境界コーナー部）から1個のリング状リブ（接地座）（29）が下向きに突設されているけれども、そのリブ（接地座）（29）は無くても良く、更に底面（22）を上記水平のフラット面に代えて、上向きに陥没する凹曲面（円錐面）やその他の揚げ底となる形態に造形してもさしつかえない。

30

【0054】

また、下段容器（B）も上段容器（A）と同じ合成樹脂から一体成形されており、その飲み口（24）の開閉キャップ（25）がやはり雄ネジ（26）と雌ネジ（27）との螺合手段を介して、首部（23）へ締結されているが、上記飲み口（24）を開閉できる限り、そのキャップ（25）を首部（23）へ取り付け的手段としては、適当なそれを採用すれば良い。

40

【0055】

図1は上記した上段容器（A）と下段容器（B）との1組から成る第1実施形態の積み重ね式飲料容器を示しており、これは上段容器（A）と下段容器（B）とを上下方向から相対的に強く押圧操作して、その上段容器（A）におけるフラットな底面（12）の周縁部から下向きに突出するリング状のリブ（19）を、下段容器（B）におけるフラットな肩面（21）の周縁部に対応形成されているリング状のリブ受け入れ凹欠（30）へ、言わば抜き差し自在に差し込むことにより、上記リブ（19）とそのリブ受け入れ凹欠（30）との断面S字形又は正弦波形をなす凹凸曲面（19a）（30a）同士が、一定の嵌

50

合代 (w) だけ確固に安定良く嵌合した積み重ね状態を得られる。

【0056】

その際、上段容器 (A) における底面 (12) の中央部に区成されている断面倒立 U 字形の首部逃し入れ凹所 (18) 内へ、下段容器 (B) の飲み口 (24) を開閉キャップ (25) によって封止した状態にある首部 (23) が、自ずと正しく逃し入れられることとなり、上段容器 (A) と下段容器 (B) とはその垂直中心線 (O-O) 上での同芯連結状態に整然と一本化されるのである。

【0057】

上記積み重ね式飲料容器はこのような状態の製品として、店頭や自動販売機などでの販売に供されることとなる。そのために、その飲料容器を形作る上段容器 (A) と下段容器 (B) には、互いに異なる 2 種の飲料を収容して、これを購入した消費者が、その 2 種の飲料をバッグ類や乗車席などでの一挙同時に携行して、何れも随時選択した希望の飲料を飲めるように準備する。

10

【0058】

この点、図 1 では上段容器 (A) にレモン (果汁)、下段容器 (B) に紅茶を各々収容しているが、その異なる飲料の組み合わせは自由に選定することができる。特に、ホット (加熱状態) としても提供できる 2 種の組み合わせが好ましい。

【0059】

その場合、上記飲料容器の上段容器 (A) と下段容器 (B) とは、互いに同じ太さ (D) の胴体 (10) (20) を有し、その垂直中心線 (O-O) 上での同芯連結状態に積み重なっているため、その上段容器 (A) に収容する飲料と下段容器 (B) に収容する別異なる飲料との名称 (品名) が、予め上下振り分け状態に表示 (印刷) された商品ラベル (31) を、その両胴体 (10) (20) へ図 1 のような一連に跨る状態としてシュリンク包装しておく。

20

【0060】

(32) はそのシュリンク包装ラベル (31) における上段容器 (A) と下段容器 (B) との境界部へ、円周方向に沿う水平状態として付与された連結解除 (分離) 用のミシン目であり、消費者が上記飲料容器の上段容器 (A) と下段容器 (B) とを、やはり上下方向から相対的に強く引張り操作することによって、上段容器 (A) における底面 (12) の上記リブ (19) と、下段容器 (B) における肩面 (21) のリブ受け入れ凹欠 (30) との嵌合状態を解除し、その上段容器 (A) と下段容器 (B) とを分離すれば、その時シュリンク包装ラベル (31) もミシン目 (32) から切り離されることになる。

30

【0061】

また、上記シュリンク包装ラベル (31) にはその上段容器 (A) と下段容器 (B) との分離 (連結解除) 用ミシン目 (32) のみならず、図 1 のような垂直方向に沿う直線状の剥離 (分別リサイクル) 用となるミシン目 (33) も付与されている。このミシン目 (33) がシュリンク包装ラベル (31) における上段容器 (A) と下段容器 (B) との相互間に跨り連続していることは、言うまでもない。

【0062】

上記飲料容器を形作る上段容器 (A) と下段容器 (B) との容量に特別の制限はないが、積み重なる関係上、何れも 160 ml ~ 450 ml 程度として、しかも互いに同一容量に設定することが望ましい。その容量を相違変化させる場合には、下段容器 (B) の容量を上段容器 (A) のそれよりも大容量に設定して、その重い下段容器 (B) により軽い上段容器 (A) を安定良く支持できる積み重ね状態に保つことが好ましい。

40

【0063】

更に、図 9 は本考案の第 2 実施形態に係る積み重ね式飲料容器を示しており、これではその上段容器 (A1) と下段容器 (A2) との形状や容量 (大きさ)、飲み口の開閉キャップなどを含む全体の構成が、互いに実質上同一である。

【0064】

そこで、上段容器 (A1) と下段容器 (A2) との各個を共通の単独容器として、図 1

50

0 ~ 12に基づき説明すると、これは上記第1実施形態の飲料容器における上段容器(A)の底面(12)並びに下段容器(B)の肩面(21)と同じ構成を備えている。

【0065】

つまり、その上段容器(A1)と下段容器(A2)が何れも一定な太さ(D)のほぼ円筒状胴体(容器本体)(40)と、その中央部から垂直中心線(O-O)上に沿って起立する首部(43)と、その上端の飲み口(44)を封止すべく、首部(43)へ雄ネジ(46)と雌ネジ(47)との螺合手段により、着脱自在に締結された開閉キャップ(45)とを有することは勿論であるが、その胴体(40)における水平のフラットな底面(42)の中央部に、断面倒立U字形の凹所(48)が区成されている。

【0066】

その凹所(48)の深さ(g)と内径(s)は、上記第1実施形態における上段容器(A)のそれと同じく、開閉キャップ(45)により封止された首部(43)の高さ(背丈)(h)と外径(d)よりも若干大きな寸法として、その封止された首部(43)を逃し入れることができる対応関係状態にある。

【0067】

しかも、そのフラットな底面(42)の周縁部(胴体との境界コーナー部)からは、安定な接地座としても機能し得る1個のリング状リブ(49)が、やはり下向きに一定高さ(y)だけ突設されている。

【0068】

また、上記胴体(40)における水平のフラットな肩面(41)の周縁部(胴体との境界コーナー部)には、上記リブ(49)と対応する1個のリング状リブ受け入れ凹欠(50)が、一定段差(z)だけ低く下がる断面ほぼL字形に設けられており、そのリブ(49)を受け入れることができる関係状態にある。

【0069】

上段容器(A1)と下段容器(A2)とは上記の構成として、互いに実質上同一であるため、これらを上下の区別なく、上下方向から相対的に強く押圧操作して、その上段容器(A1)におけるフラットな底面(42)の周縁部から下向きに突出するリブ(49)を、下段容器(A2)におけるフラットな肩面(41)の周縁部に対応形成されているリブ受け入れ凹欠(50)へ、やはり抜き差し自在に差し込むことにより、上記リブ(49)の内周壁面(49a)とそのリブ受け入れ凹欠(50)の外周壁面(50a)との断面S字形又は正弦波形をなす凹凸曲面同士が、図8のような一定の嵌合(咬み合い)代(w)だけ確固に安定良く嵌合した積み重ね状態を得られることになる。

【0070】

併せて、上段容器(A1)における底面(42)の中央部に開口する断面倒立U字形の首部逃し入れ凹所(48)内へ、下段容器(A2)の飲み口(44)を開閉キャップ(45)によって封止した状態にある首部(43)が、自ずと正確に逃し入れられることとなり、上段容器(A1)と下段容器(A2)とがあたかも当初からの一本物であるかのように、その垂直中心線(O-O)上での同芯連結状態に保たれるのである。

【0071】

図9~12の第2実施形態に係る飲料容器が具備するその他の構成や、そのシュリンク包装ラベル(31)に施された構成などは、図1~8の上記第1実施形態と実質的に同一であるため、その図9~12に図1~8との対応符号を記入するとともに、その詳細な説明を省略する。

【0072】

上記第1、2実施形態に係る積み重ね式飲料容器では、その何れも上段容器(A)(A1)における底面(12)(42)の周縁部から、安定な接地座としても機能し得る一定高さ(y)のリブ(19)(49)を、その1個の360度に及ぶリング状として下向きに突設しているが、図10、12と対応する図13、14の部分変形実施形態に示す如く、そのリブ(49)を同じく底面(42)の周縁部から全体的な放射対称配置型に分布する円弧状の複数(図例では4個)として、やはり下向きに一定高さ(y)だけ突設しても

10

20

30

40

50

良い。

【 0 0 7 3 】

但し、その場合下段容器（ A 2 ）における肩面（ 4 1 ）の周縁部に対応形成する一定段差（ z ）のリブ受け入れ凹欠（ 5 0 ）は、上記複数のリブ（ 4 9 ）をすべて受け入れることができるリング状として、その外周壁面（ 5 0 a ）の断面 S 字形又は正弦波形に造形された凹凸曲面と、言わば点在分布する各リブ（ 4 9 ）の内壁面（ 4 9 a ）に対応形成された断面 S 字形又は正弦波形の凹凸曲面とを、上下方向からの押圧操作又は引張り操作により、嵌脱自在に嵌合できるように関係設定するのである。

【 0 0 7 4 】

このような全体として放射対称配置型に分布する複数のリブ（ 4 9 ）は、下段容器（ A 2 ）における底面（ 4 2 ）の周縁部から下向きに突設することにより、その積み重ね式飲料容器を安定良く自立するための接地座として役立たせることができる。

10

【 0 0 7 5 】

尚、図 1 3、 1 4 では上記第 2 実施形態の部分変形実施形態を説示し、その部分変形実施形態におけるその他の構成は図 9 ~ 1 2 の第 2 実施形態と実質的に同一であるが、上記部分変形実施形態の構成は第 1 実施形態に係る上段容器（ A ）のリブ（ 1 9 ）についても適用することができる。

【 符号の説明 】

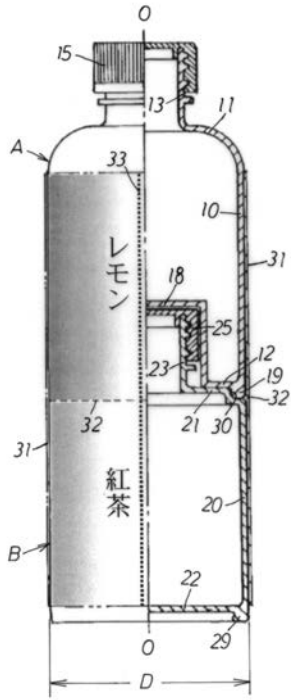
【 0 0 7 6 】

- （ 1 0 ）（ 2 0 ）（ 4 0 ）・・・胴体
- （ 1 1 ）（ 2 1 ）（ 4 1 ）・・・肩面
- （ 1 2 ）（ 2 2 ）（ 4 2 ）・・・底面
- （ 1 3 ）（ 2 3 ）（ 4 3 ）・・・首部
- （ 1 4 ）（ 2 4 ）（ 4 4 ）・・・飲み口
- （ 1 5 ）（ 2 5 ）（ 4 5 ）・・・開閉キャップ
- （ 1 8 ）（ 4 8 ）・・・首部受け入れ凹所
- （ 1 9 ）（ 2 9 ）（ 4 9 ）・・・リブ
- （ 3 0 ）（ 5 0 ）・・・リブ受け入れ凹欠
- （ 1 9 a ）（ 4 9 a ）・・・内周壁面
- （ 3 0 a ）（ 5 0 a ）・・・外周壁面
- （ 3 1 ）・・・シュリンク包装ラベル
- （ 3 2 ）・・・連結解除（分離）用ミシン目
- （ 3 3 ）・・・剥離（分別リサイクル）用ミシン目
- （ A ）（ A 1 ）・・・上段容器
- （ B ）（ A 2 ）・・・下段容器

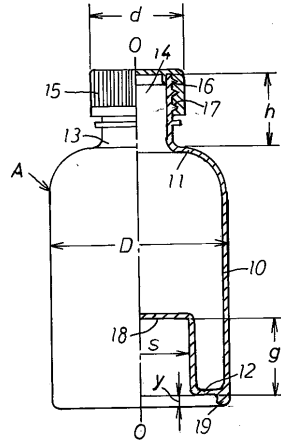
20

30

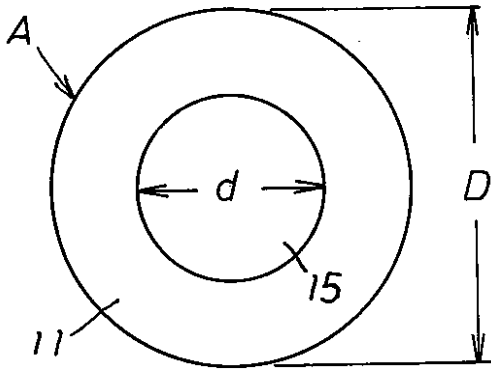
【 図 1 】



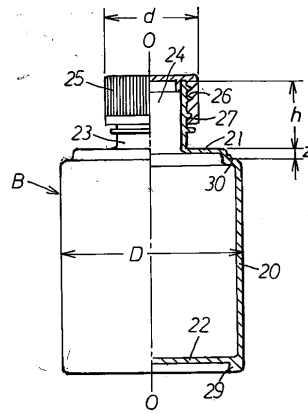
【 図 2 】



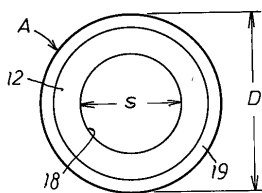
【 図 3 】



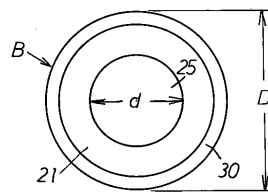
【 図 5 】



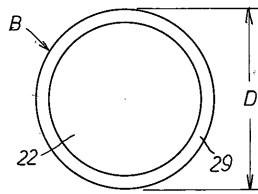
【 図 4 】



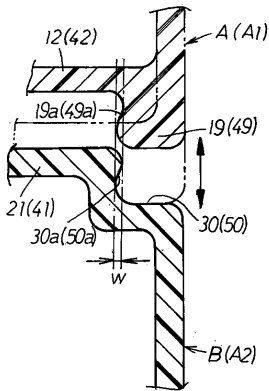
【 図 6 】



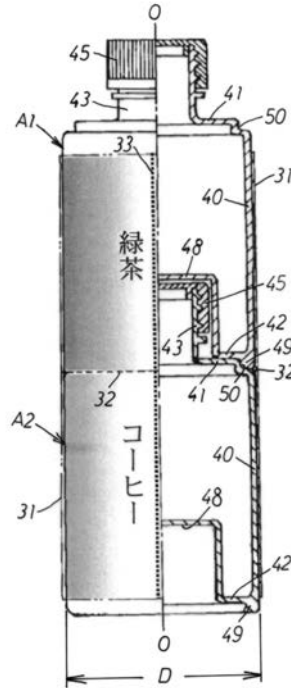
【 図 7 】



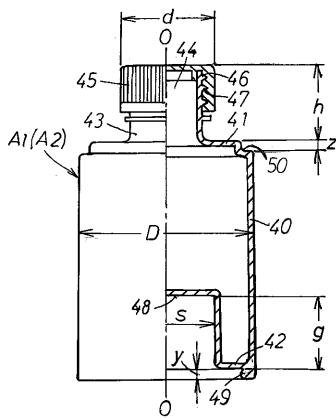
【 図 8 】



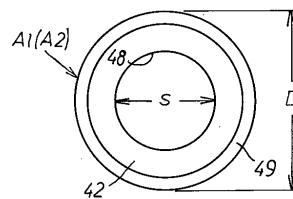
【 図 9 】



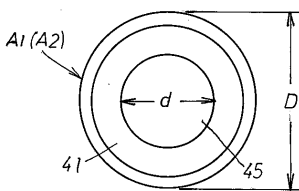
【 図 10 】



【 図 12 】



【 図 11 】



【 図 13 】

